平成 24 年 11 月 13 日

各位

会社名　　野村アセットマネジメント株式会社
代表者名　　岩崎　俊博
（コード番号　1559）
お問い合わせ先　投信ﾃﾞｨｽｸﾛｰｼﾞｬｰ部長　森保 一美
TEL（03）3241－9511

「NEXT FUNDS タイ株式SET50 指数連動型上場投信」約款変更のお知らせ

謹啓　時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
「NEXT FUNDS タイ株式 SET50 指数連動型上場投信」の約款変更について下記の通りご連絡致します。

謹白

＜記＞

[投資信託約款に係る投資信託の名称]
追加型証券投資信託　　NEXT FUNDS タイ株式 SET50 指数連動型上場投信

[変更の内容]

上記のファンドの有価証券の貸付に係る事務処理費用を信託財産中から支弁すること、また、貸付に係る事務処理費用は当社および受託者が収受する品貸料から控除されることを約款上明確化するために、所要の約款変更を行ないます。（次項以降の「新旧対照表」をご参照ください。）

[変更の理由]

当ファンドは、約款上、有価証券の貸付を行なうことが可能となっています。今般、当ファンドにおいて投資対象であるタイの株式の貸付の実務を開始するにあたり、貸付に係る事務処理費用を信託財産中から支弁すること、また、貸付に係る事務処理費用は当社および受託者が収受する品貸料から控除されることを約款上明確化するために、上記の約款変更を行ないます。

[約款変更と書面による決議等]

上記につきましては、重大な約款変更には該当しないため、書面による決議は行なっていません。

[変更の決定日等]

上記につきましては、約款変更の金融庁届出を平成 24 年 11 月 13 日に行ないました。

[変更年月日]

平成 24 年 11 月 14 日

［当該投資信託約款変更に係る新旧対照表］

下線部＿＿＿は変更部分を示します。

（変更後）	（変更前）
（信託事務の諸費用および監査費用） 第 41 条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、第 24 条に規定する有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場に係る費用および対象株価指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（これに類するものを含みます。以下「商標使用料等」といいます。）ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料等に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。 ②　＜略＞ **（信託報酬等の総額）** 第 42 条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 39 条に規定する計算期間を通じて毎日、次の第 1 号により計算した額に、第 2 号により計算した額を加算して得た額とします。 1. ＜略＞ 2. 第 24 条に規定する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の 40%以内の額から当該貸付に係る事務の処理に要する費用を控除した額 ②～③　＜略＞	**（信託事務の諸費用および監査費用）** 第 41 条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場に係る費用および対象株価指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（これに類するものを含みます。以下「商標使用料等」といいます。）ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料等に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。 ②　＜同左＞ **（信託報酬等の総額）** 第 42 条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 39 条に規定する計算期間を通じて毎日、次の第 1 号により計算した額に、第 2 号により計算した額を加算して得た額とします。 1. ＜同左＞ 2. 第 24 条に規定する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の 40%以内の額 ②～③　＜同左＞

以上